

平成28年

# 双葉町議会会議録

第3回定例会

9月8日開会～9月15日閉会

双葉町議会

## 平成28年第3回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示 .....	1
応招・不応招議員 .....	2

### 第 1 日 (9月8日)

議事日程 .....	3
出席議員 .....	4
欠席議員 .....	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 .....	4
職務のため議場に出席した者の職氏名 .....	4
開 会 .....	5
開 議 .....	5
議事日程の報告 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
諸般の報告 .....	5
行政報告 .....	5
議案第51号から議案第67号までの一括上程 .....	9
議案第51号から議案第67号までの提案理由の説明 .....	9
監査報告 .....	14
散 会 .....	14

### 第 2 日 (9月9日)

議事日程 .....	17
出席議員 .....	18
欠席議員 .....	18
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 .....	18
職務のため議場に出席した者の職氏名 .....	18
開 議 .....	19
議事日程の報告 .....	19
一般質問 .....	19

羽山君子君 .....	19
菅野博紀君 .....	25
発言の取り消し .....	39
散会 .....	40

第 7 日 (9月14日)

議事日程 .....	41
出席議員 .....	42
欠席議員 .....	42
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 .....	42
職務のため議場に参加した者の職氏名 .....	42
開議 .....	43
議事日程の報告 .....	43
議案第51号の質疑、討論、採決 .....	43
議案第52号の質疑、討論、採決 .....	43
議案第53号の質疑、討論、採決 .....	44
議案第54号の質疑、討論、採決 .....	45
議案第55号の質疑、討論、採決 .....	47
議案第56号の質疑、討論、採決 .....	48
議案第57号の質疑、討論、採決 .....	49
議案第58号の質疑、討論、採決 .....	50
散会 .....	51

第 8 日 (9月15日)

議事日程 .....	53
出席議員 .....	54
欠席議員 .....	54
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 .....	54
職務のため議場に参加した者の職氏名 .....	54
開議 .....	55
議事日程の報告 .....	55
議案第59号の質疑、討論、採決 .....	55
議案第60号の質疑、討論、採決 .....	58

議案第61号の質疑、討論、採決 .....	60
議案第62号の質疑、討論、採決 .....	60
議案第63号の質疑、討論、採決 .....	62
議案第64号の質疑、討論、採決 .....	63
議案第65号の質疑、討論、採決 .....	64
議案第66号の質疑、討論、採決 .....	66
議案第67号の質疑、討論、採決 .....	66
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 .....	67
議員派遣の件 .....	67
閉 会 .....	67

28 双葉町告示第20号

平成28年第3回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年8月19日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 平成28年9月8日（木）  
午前10時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（7名）

1番 羽山君子君  
3番 高萩文孝君  
5番 清川泰弘君  
8番 佐々木清一君

2番 白岩寿夫君  
4番 菅野博紀君  
7番 岩本久人君

○不応招議員（なし）

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

## 平成28年第3回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年9月8日（木曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告  
泊村行政・北海道電力株式会社泊原子力発電所視察報告  
双葉地方広域市町村圏組合議会報告  
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第51号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第52号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第53号 双葉町コミュニティーセンター条例の一部改正について
- 日程第8 議案第54号 平成28年度双葉町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第55号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第56号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第57号 平成28年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第58号 平成28年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第59号 平成27年度双葉町一般会計決算の認定について
- 日程第14 議案第60号 平成27年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第15 議案第61号 平成27年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第16 議案第62号 平成27年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第17 議案第63号 平成27年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定について
- 日程第18 議案第64号 平成27年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第19 議案第65号 平成27年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第20 議案第66号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第21 議案第67号 双葉町教育委員会委員の任命について

散 会



○出席議員（7名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	7番	岩本久人君
8番	佐々木清一君		

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	半谷淳君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	井戸川陽一君
建設課長	猪狩浩君
産業課長兼 農業委員 事務局長 コミュニティー センター所長	志賀睦君
住民生活課長	松本信英君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋本仁君
生活支援課長	志賀公夫君
教育総務課長	小野田真澄君
会計管理者	山本一弥君
代表監査委員	五十嵐一雄君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	高橋春枝

---

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第3回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、3番、高萩文孝君、4番、菅野博紀君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、8月31日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から9月15日までの8日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの8日間に決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、泊村行政・北海道電力株式会社泊原子力発電所視察報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。

平成28年第3回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

6月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

6月18日、渡邊一成選手のリオデジャネイロオリンピック自転車競技男子ケイリン出場を祝い、大会での活躍を祈念し、壮行会を開催いたしました。8月16日のレース当日は、双葉町いわき事務所においてライブ放送を観戦し、町民の皆さんとともに応援をしました。惜しくもメダルには届かなかったものの、渡邊選手の競技に取り組む姿勢は町民の皆さんに勇気と感動を与え、子供たちにも夢と希望を与えてくれたものと思います。渡邊選手の活躍に心から敬意と感謝を申し上げます。

6月18日はいわき市で、19日には郡山市で、双葉町の復興シンボル軸として位置づけております県道井手長塚線と町道久保前中浜線外2路線の事業計画説明会を福島県と双葉町合同で開催いたしました。また、6月25日にはいわき市で、震災前より計画のあった町道山田郡山線道路改良事業の説明会を開催いたしました。

7月16日、17日の両日は、スパリゾートハワイアンズにおきまして、将来の双葉町を担う小・中・高校生の再会の機会と、児童生徒同士のつながりと心の交流、きずなの維持発展のため「生まれ！ふたばっ子2016」を開催いたしました。全国各地から多数の小中高校生と保護者の皆さんが参加され、ミニコンサートや双葉町民謡同好会による「壁塗り甚句」の披露と参加者による体験、世代別グループ協議などが行われ、参加された皆さんは楽しい交流の時間を過ごされておりました。

7月18日は、広野町におきまして、双葉郡スポーツ交流大会が開催されました。双葉町からは、バレーボール、野球、剣道競技に出場し、バレーボールは準優勝、野球は第3位、剣道は2選手が入賞という見事な成績をおさめました。選手の皆さんの元気いっぱいのプレーに大変勇気づけられたところでもあります。

7月19日、20日の両日は、当町の復興に向けた重点課題について、双葉町議会岩本副議長と双葉町商工会田中会長とともに、国への要望活動を行いました。今回の要望活動は、平成29年度の国の予算編成に向けて行ったもので、復興庁、経済産業省など関係省庁に対し、復興財源と国の支援体制の長期的な確保、帰還困難区域の取り扱い方針と双葉町への帰還可能時期の早期提示、町内の早期除染の実施、被害実態に即した賠償の実施と長期避難が続く双葉町民の生活再建支援、避難者に対する高速道路の無料措置の延長、高齢者が安心できる医療・福祉施策の支援継続・充実、町商工事業者の事業再開に対する支援措置など、復興に向けた喫緊の課題について、その実現を強く要望いたしました。要望先の大臣などからは、当町の現状と復興の課題についてご理解をいただいたものと考えておりま

す。今後も引き続き国等への要望を実施し、町の復興の実現に向けて取り組んでまいります。

7月22日は、福島県内の学校などの除染土壌等を早急に搬出できるよう町有地を一時使用させてほしいとの自民党の要請に対し、町民の意見を集約すべきとの議会からの意見を踏まえ、双葉町町民会議をいわき市勿来市民会館で開催いたしました。また、7月29日には、双葉町行政区長会を双葉町いわき事務所で開催し、ご意見をいただきました。

7月23日から25日は、国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」が南相馬市で盛大に開催されました。双葉町騎馬会からも6騎の騎馬武者が標葉郷から出陣し、五郷の騎馬武者とともに雲雀ヶ原祭場に向けて進軍し、甲冑競馬、神旗争奪戦などに参加し、赫々たる武勲を上げられました。

また、7月24日には、今年度発足した双葉町相馬流れ山踊り保存会の会員と大熊町の参加者、総勢76名による相馬流れ山踊りが披露されました。

7月27日は、原子力損害賠償紛争審査会による町内視察が実施され、中間指針等に基づく賠償の実施の状況を確認するため、審査会委員や国の関係者など約20人が参加して行われました。中野地区復興産業拠点基本構想を説明するとともに、鎌田薫会長に対して「原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望」を行いました。今回の要望では、被害者一人一人の被害実態に即した賠償等が確実になされ、生活再建等を確実に果たすことができるよう、①避難生活の長期化による精神的苦痛に係る賠償、②避難指示区域内の営農損害、③避難指示区域内の営業損害及び就労不能損害、④地方公共団体の財物に係る賠償の4項目を審査会において審議し、指針に明示するよう強く要望いたしました。

8月2日から8月8日まで、震災後初となる双葉町中学生海外派遣事業を実施しました。双葉中学校から6名、その他の避難先の中学校から8名、計14名の中学生が現地の学校での交流やホームステイなどを通してニュージーランドの自然や文化に触れ、さまざまな経験を積んで見聞を広めてまいりました。

8月7日は、県民スポーツ相双地域大会が南相馬市で開催されました。双葉町からは壮年ソフトボールと9人制女子バレーボールに出場し、9人制バレーボールは見事優勝、壮年ソフトボールも準優勝を勝ち取りました。

8月9日は、東日本大震災の津波で被災した防潮堤などの双葉町海岸災害復旧工事の安全祈願祭、着工式が現地で実施されました。今回、海岸防潮堤の整備により津波被害のリスクが大幅に低減されるなど、今後の町の復旧復興に弾みがつくものと思われまます。事業は平成30年度の完成を目指し、福島県が整備を進めてまいります。

8月25日、町立幼稚園・小・中学校の2学期が始まりました。2学期からは、幼稚園児1名、小学生1名、中学生1名がふえ、園児児童生徒数は39名となりました。

8月27日はいわき市で、28日は郡山市で、地権者等を対象とした「(仮称)双葉インターチェンジの整備に係る詳細設計等説明会」を開催いたしました。

9月6日、独立行政法人都市再生機構と「双葉町内復興拠点の整備等の復興まちづくりの推進に向けた覚書」を締結いたしました。この覚書は、町が行う復興まちづくりに関する計画、調査、設計等に関し、独立行政法人都市再生機構から技術的な助言及び提案、ノウハウの提供その他の技術的支援を受けるために取り交わしたものであり、これにより双葉町の復興拠点整備等の一層の加速化を図ってまいります。

双葉町内のイノシシなどの野生動物の駆除対策につきましては、8月末までにイノシシが36頭、アライグマ17頭、ハクビシン16頭が捕獲されています。今後も、環境省・福島県と協力しながら、継続的な駆除を実施してまいります。

町の復興に向けた取り組みについてであります。 「復興まちづくり計画（第二次）」を策定するに当たり、町民の皆さんのご意見を計画に反映させるため、町民委員を主体とする双葉町復興町民委員会を6月24日に開催いたしました。特に今回の委員会には、第一次計画の2本の柱である「町民一人一人の復興」と「町の復興」に対応する形で、「人の復興部会」と「町の復興部会」を設置し、これまで2回ずつ開催し、議論を行ったところであります。

部会での議論に先立ち、役場の係長クラスの中堅・若手職員で組織する「復興まちづくり計画推進会議幹事会」を開催し、「JR双葉駅東側・まちなか再生ゾーンの整備イメージ」と、「双葉町内における役場機能回復のあり方」について検討を行い、有識者会議での議論を踏まえ、副町長と全課長で構成する「復興まちづくり計画推進会議」で、課題の整理と素案の検討などを行っております。

今後は、政府の決定した帰還困難区域の取り扱い方針等を踏まえつつ、復興町民委員会でより具体的な検討を行い、年内までに復興まちづくり計画（第二次）の策定を行っていく考えであります。

次に、アーカイブ拠点施設についてであります。6月22日、内堀福島県知事に対し、当町の中野地区復興産業拠点への立地要望を行いました。これを受け、8月29日に県の新生ふくしま復興推進本部会議において、要望どおり当町へのアーカイブ拠点施設整備が決定されました。アーカイブ拠点施設へ多くの方が訪れることは、今般の複合災害によって最も深刻な被害を受けた町の一つである当町の復興加速化に資するものであると考えておりますので、今後県には、町と十分に協議しながら、今般の未曾有の複合災害の情報発信拠点にふさわしい施設を整備するよう求めていきたいと考えております。

復興公営住宅第4期追加募集までの入居決定状況につきましては、7月末現在、県内31カ所の復興公営住宅で、238戸、372人となっております。このうち、勿来酒井地区につきましては、全体整備計画戸数180戸のうち、第4期追加募集を行った木造戸建て住宅72戸に対して55戸の入居が決定しております。今後も引き続き、県とも連携して復興公営住宅への入居促進に取り組んでまいります。

なお、いわき市勿来酒井地区の基盤整備工事については、7月末現在の進捗率が23%になっているとの報告を受けております。

原子力損害賠償の状況につきましては、双葉町弁護士団への依頼件数が、本年8月末現在、延べ281世

帯717人となっております。また、仮払金から本賠償請求を行っていない方の人数は本年8月末現在で48人となっており、本年1月末の61人と比較して、13人減少しております。引き続き請求手続で課題を抱えている方を支援するとともに、未請求者の皆さんの賠償請求についても周知を進めてまいります。

8月31日に示された「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」の政府基本方針につきましては、双葉町は町域の96%が帰還困難区域であり、その取り扱いが町に行く末に直結するものであります。今回示された政府方針自体は、政府としての基本的な考え方、大まかな方向性を示しただけのもので、今後町の考え方を国にしっかりと伝えながら、早急に中身の詳細を国に詰めさせたいと考えております。

また、これまで内装・設備等の改修を進めてきた双葉町コミュニティーセンターの工事が終了し、双葉町の帰還困難区域内公共施設としては初めてとなる町内への一時立入者休憩施設として、9月10日より利用が可能となります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。条例の一部改正が3件、平成28年度補正予算（案）が5件、平成27年度決算の認定が7件、委員の任命が2件、合わせて17件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

---

◎議案第51号から議案第67号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第51号から日程第21、議案第67号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号から議案第67号までを一括上程いたします。

---

◎議案第51号から議案第67号までの提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 議案第51号から議案第67号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第51号 双葉町税条例の一部改正についてであります。これは所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部改正に伴う改正であります。主な改正点は、特例適用利子等の額または特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税することです。

議案第52号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。これは所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部改正に伴う改正であります。主な改正点は、町民税で分離課税される特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることであります。

議案第53号 双葉町コミュニティーセンター条例の一部改正についてであります。これは当該施設を帰還困難区域内での一時立入者向け休憩施設として使用するため改正するものであります。改正点は、双葉町コミュニティーセンターの施設を占用して使用させる規定及び施設の一部を目的外に使用させる規定について、当分の間、適用しないこととするものであります。

議案第54号 平成28年度双葉町一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ5億8,936万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は111億4,359万7,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。地方交付税は、普通交付税の交付額の決定等により2億1,428万6,000円を追加いたしました。国庫支出金は、福島再生加速化交付金など2,602万2,000円を追加いたしました。県支出金は、地域医療介護総合確保基金事業補助金や緊急雇用創出基金事業など6,383万3,000円を追加いたしました。繰入金は、東日本大震災復興基金など3,389万2,000円を減額いたしました。また、前年度繰越金として3億1,797万3,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、中野地区復興産業拠点物件調査・補償算定業務委託料や復興ポータルサイト構築業務委託料、情報セキュリティ強化対策業務委託料など1億2,624万円を追加いたしました。民生費は、地域密着型サービス等整備助成事業補助金や介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金など7,639万6,000円を追加いたしました。衛生費は、共同墓地測量・実施設計業務委託料など1,309万6,000円を追加いたしました。労働費は、緊急雇用創出基金事業の終了に伴い4,414万5,000円を減額いたしました。諸支出金は、財政調整基金や東日本大震災復興基金などへの積立金として4億957万7,000円を追加いたしました。

議案第55号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ8,220万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は17億1,918万8,000円となります。

歳入は、国庫支出金が国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金の増などにより25万6,000円の追加、繰入金が一般会計からの繰入金1,319万3,000円の追加、また前年度繰越金として6,875万4,000円を追加いたしました。

歳出は、総務費の総務管理費が50万8,000円の追加、保健事業費の特定健康診査等事業費が142万6,000円の追加、基金積立金が3,794万3,000円の追加、諸支出金の償還金及び還付加算金が療養給付費負担金及び退職医療交付金の返還金の確定により4,034万9,000円を追加いたしました。

議案第56号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ17万円を追加し、歳入歳出予算の総額は3億676万9,000円となります。

歳入は、一般会計からの繰入金が1,843万4,000円の減額、前年度繰越金として1,860万4,000円を追加いたしました。

歳出は、公共下水道事業費の下水道総務費に17万円を追加いたしました。

議案第57号 平成28年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億2,272万円を追加し、歳入歳出予算の総額は11億2,399万4,000円となります。

歳入は、一般会計からの繰入金120万9,000円、前年度繰越金1億2,151万1,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、総務費が介護認定審査会運営費負担金の増などにより114万8,000円の追加、基金積立金が介護給付費準備基金への積立金3,999万9,000円の追加、諸支出金の償還金及び還付加算金が国庫負担金過年度分返還金の確定などにより7,860万6,000円を追加いたしました。

議案第58号 平成28年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ3,730万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は3,687万5,000円となります。

歳入は、後期高齢者医療保険料が保険料の減免により4,751万4,000円の減額、一般会計繰入金が105万6,000円の追加、前年度からの繰越金915万8,000円を追加いたしました。

歳出は、総務費の総務管理費が16万6,000円の減額、保険料の減免に伴い後期高齢者医療広域連合納付金を4,751万4,000円減額いたしました。保健事業費は122万2,000円を追加し、諸支出金の一般会計繰出金を915万9,000円追加いたしました。

議案第59号 平成27年度双葉町一般会計決算の認定についてであります。平成27年度双葉町一般会計決算額は、歳入総額82億5,437万7,000円、歳出総額が77億5,700万2,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は4億9,737万5,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源7,940万2,000円を差し引いた実質収支は4億1,797万3,000円となりました。前年度と比較し、歳入が399億8,975万5,000円（82.9%）の減、歳出が398億5,728万円（83.7%）の減となりました。

歳入の決算概要について申し上げます。

町税は10億8,403万円で、前年度と比較すると、固定資産税の償却資産等の減により2億5,620万5,000円の減となりました。

地方交付税は14億6,532万4,000円で、震災復興特別交付税の減により1億3,934万1,000円の減となりました。

国庫支出金は8億809万4,000円で、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金などの減により402億6,752万6,000円の減、県支出金は29億8,994万1,000円で、福島県市町村特定原子力施設地域振興事業補助金などの増により6億195万7,000円の増となりました。

繰入金は9億9,675万8,000円で、東日本大震災復興基金や復興まちづくり基金、中間貯蔵施設立地町地域振興交付金基金などの基金から繰り入れを行い、各種事務事業に充当いたしました。

次に、歳出の決算概要について性質別に申し上げます。



人件費は7億9,547万5,000円で、前年度と比較し1,324万6,000円の減、扶助費は3億4,387万3,000円で、災害弔慰金の減などにより8,904万円の減、公債費は2億3,217万5,000円で、元利償還金の減により1,123万円の減となりました。

普通建設事業費は、前年度と比較し2,241万6,000円増の5,663万8,000円で、戸籍電算化システム機器の購入や番号法導入に伴う税住民情報システム構築などを実施いたしました。災害復旧事業費は、町内防犯・防災総合システム事業や仮設校舎賃借料などの減により7億838万円減の1億5,784万7,000円となりました。

物件費は12億2,876万円で、証明書自動交付システム構築や防犯・防災パトロール事業の増などにより1億6,899万9,000円の増となりました。

補助費等は5億1,969万7,000円で、双葉地方広域市町村圏組合への負担金の減などにより2億4,573万8,000円の減、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計などへの繰出金は6億2,137万円で、314万9,000円の減、積立金は37億7,910万5,000円で、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金の減などにより389億7,997万4,000円の減となりました。

議案第60号 平成27年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。平成27年度双葉町国民健康保険特別会計決算の歳入総額は16億9,847万7,000円となりました。うち国庫支出金が7億8,120万1,000円で、歳入総額の46.0%を占めており、次いで共同事業交付金3億7,703万3,000円、前期高齢者交付金1億6,146万3,000円、療養給付費交付金1億1,497万3,000円の順となっております。また、保険基盤安定繰入金など、一般会計からの繰入金は8,683万8,000円となっております。

歳出総額は16億2,972万1,000円で、うち保険給付費が9億9,648万6,000円で、歳出総額の61.1%を占めております。次いで共同事業拠出金2億9,244万4,000円、後期高齢者支援金等1億5,251万3,000円、介護納付金6,446万7,000円の順となっております。

歳入歳出差し引きの6,875万6,000円は、翌年度に繰り越しいたしました。

議案第61号 平成27年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてであります。平成27年度双葉町公有林整備事業特別会計決算額は歳入歳出総額ともに521万7,000円となりました。

歳入は、全て一般会計からの繰入金となっております。

歳出は、森林国営保険料70万8,000円、公有林整備事業債の元利償還金450万9,000円となっております。

議案第62号 平成27年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてであります。平成27年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の歳入総額は3億2,339万2,000円となりました。主なものは、一般会計からの繰入金が3億470万1,000円、平成23・24年度の原子力損害賠償金（逸失利益分）の支払いがあったことから諸収入が1,829万6,000円となっております。

歳出総額は3億468万8,000円となりました。内訳は、公共下水道事業債が1,405万7,000円、公共下

水道事業債の元利償還金 2 億9,063万1,000円となっております。

歳入歳出差し引き1,870万4,000円は、翌年度へ繰り越しいたしました。

議案第63号 平成27年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定についてであります。歳入総額は216万5,000円となりました。内訳は、土地使用料が203万3,000円、前年度からの繰越金が13万2,000円であります。

歳出総額は203万3,000円で、全額一般会計への繰出金となっております。

歳入歳出差し引き13万2,000円は、翌年度へ繰り越しいたしました。

議案第64号 平成27年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてであります。平成27年度双葉町介護保険特別会計決算の歳入総額は10億7,197万8,000円となりました。主なものは、国庫支出金が災害臨時特例補助金など4億9,131万3,000円、支払基金交付金が介護給付費交付金など2億3,469万2,000円、県支出金が1億2,053万2,000円、一般会計繰入金が1億2,437万3,000円となっております。

歳出総額は9億4,946万6,000円で、うち保険給付費が8億2,817万5,000円となり、歳出全体の87.2%を占めております。また、介護給付費準備基金積立金が6,000万円、地域支援事業費が822万2,000円、諸支出金が国・県等への返還金など3,196万2,000円となっております。

歳入歳出差し引き1億2,251万2,000円は、翌年度に繰り越しいたしました。

議案第65号 平成27年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。平成27年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の歳入総額は3,466万8,000円で、うち一般会計からの繰入金が2,503万6,000円で、歳入総額の72.2%を占めております。

歳出総額は2,550万8,000円で、うち後期高齢者医療広域連合納付金が1,970万6,000円となり、歳出総額の77.3%を占めております。また、総務費が381万4,000円、保健事業費が118万2,000円となっております。

歳入歳出差し引き916万円は、翌年度に繰り越しいたしました。

議案第66号 双葉町教育委員会委員の任命についてであります。教育委員の岡村隆夫氏が10月6日をもちまして任期が満了となります。岡村氏は、昭和59年10月7日から教育委員を務められ、平成18年10月から平成28年3月までは教育委員長として双葉町教育行政の進展に大きく寄与されました。このたびの改選期に当たり、岡村氏から後進に道を譲りたいとの申し出があり、今回新たに任命するものであります。

新たに任命する高倉洋尚氏は、人格が高潔で住民とのつながりも広く、教育、文化、スポーツに関して識見を持ち適任者であると考えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員として任命するため議会の同意をお願いするものであります。

議案第67号 双葉町教育委員会委員の任命についてであります。教育委員の井上了子氏が10月27日をもちまして任期が満了となります。井上氏は、平成14年10月1日から教育委員を務められ、双葉町教育行政の進展に大きく寄与されました。このたびの改選期に当たり、井上氏から後進に道を譲

りたいとの申し出があり、今回新たに任命するものであります。

新たに任命する高野春美氏は、人格が高潔で、教育者としての経験と保護者としての立場から教育、文化、スポーツに関して識見を持ち適任者であると考えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員として任命するため議会の同意をお願いするものであります。

以上、提案いたしました議案についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎監査報告

○議長（佐々木清一君） ここで監査委員の報告を求めますが、事前に審査意見書を配付しておりますので、重点的な報告にとどめたいとの申し出がありました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

監査委員、五十嵐一雄君。

（監査委員 五十嵐一雄君登壇）

○監査委員（五十嵐一雄君） 監査委員の五十嵐でございます。平成27年度の総合審査意見書は別紙により提出しておりますが、二、三お話しできればと、こういうことでお話しいたします。

双葉町財政健全化並びに経営健全化審査意見書の中で、27年度単年度については10.8%の実質公債比率、3年平均については12.6%でございます。これは国の示す健全化基準を下回っておりますので、問題ないと思います。

それから、審査意見の一端を述べますと、監査委員については、補正等の勉強会とか説明は一切ありません。これは議会が全員協議会で説明を受けたときに、それぞれの疑問を持ってただすところはただしていただかないと、監査委員というのは結果だけを調べるわけで、それ以上なかなか調べることは難しい立場にありますので、これは議会の責任が大きいと思います。議会がしっかり話を聞いて、補正の趣旨と、それから内容を確認していただきたいと。なるべく私どもも、監査委員2名おりますけれども、その中で調べることは調べたいと、こう思いますけれども、なかなか過ぎたものを調べるというのは大変でございますので、ひとつよろしく、責任の重さを感じながらやっていただきたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 監査委員の報告を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。  
ご苦労さまでした。

(午前10時42分)

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成28年第3回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成28年9月9日（金曜日）午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

1番 羽山君子君

4番 菅野博紀君

散 会

○出席議員（7名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	7番	岩本久人君
8番	佐々木清一君		

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	半谷淳君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	井戸川陽一君
建設課長	猪狩浩君
産業課長兼 農業委員会 事務局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
住民生活課長	松本信英君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋本仁君
生活支援課長	志賀公夫君
教育総務課長	小野田真澄君
会計管理者	山本一弥君
代表監査委員	五十嵐一雄君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	高橋春枝

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順1番、議席番号1番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

1番、羽山君子君。

（1番 羽山君子君登壇）

○1番（羽山君子君） おはようございます。議席番号1番、通告番号1番、ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

1、自民党から要請のあった夏休み中の除染土壌の受け入れについて。自民党から学校の除染土壌の町有地への受け入れ要請について、さきの全員協議会において、双葉町の除染土壌の受け入れを一時休止し、学校の除染土壌を搬入し、その間に町有地への受け入れについて町民の意見を聞くべきとの話し合いがなされた。それで、5点お伺いいたします。

（1）、町民の意見を集約する際、議会の意思をどのように伝えたのか。

（2）、夏休み中に学校から除染土壌は搬入されたのか。

（3）、受け入れる町有地の場所は決定されたのか。

（4）、町有地の使用期限について期限を設けるとされたが、いつまでか。

（5）、町有地の貸し付けは有償か無償なのか。町的要綱によると、第1条に「応分の協力と負担を要請する」と定められているが、負担は要請されたのか。また、無償の場合、議会の議決が必要ではないのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。1番、羽山君子議員の質問にお答えいたします。

1、自民党から要請のあった夏休み中の除染土壌受け入れについて。（1）、町民の意見を集約する際、議会の意思をどのように伝えたのかとのおたがしであります。執行部の方針を説明した町議会



全員協議会では、まずは町民の意見を集約すべきとの意見が議会から出されました。と意見集約に至った経緯を簡潔に説明いたしました。

(2)、夏休み中に学校から除染土壌は搬入されたのかとのおたがしであります。7月30日から伊達市内の小学校の除染土壌を双葉町内の保管場に搬入しております。これは、今年度町に割り当てられた分の輸送量を振りかえる形で実施したものです。

(3)、受け入れる町有地の場所は決定されたのかとのおたがしであります。双葉総合公園を使用させる考えであります。一時使用させる町有地の選定に当たっては、まとまった平地があることやアクセスの利便性などを比較検討し、このような結論としました。

(4)、町有地の使用期限について期限を設けるとされたが、いつまでかとのおたがしであります。行政財産の使用を許可した場合の期間は、双葉町財務規則第179条第2項において、「原則として1年を超えることができない。ただし、更新を妨げない」となっております。具体的な期限については、環境省と協議してまいります。

(5)、町有地の貸し付けについてのおたがしであります。使用目的が公共用に供するものであるため、無償とする予定です。この対応は、双葉町行政財産使用料条例第3条に基づくもので、条例により規定されているため、改めて議会の議決は必要ありません。なお、ご指摘のありました町の要綱は、開発事業指導要綱と思われませんが、これは民間事業者が開発を行う際に無秩序な土地の開発及び利用を防止するものであり、国が事業主体となる本件には該当するものではありません。

○議長(佐々木清一君) 1番、羽山君子君。

○1番(羽山君子君) 自民党からそういう要請を受けて議会の意思を、この集まりがあったときに伝えていただきたいのは、やはり町民は議会にいろいろなことを、この意見をいただいたと今回思いますよね。やはり議会としては、そういう、今双葉町に入る汚染土壌を中止してまで他町村の学校の受け入れは賛成ですよということを伝えていただきたかったです。そうでないと、議会は何やっているのだと、こういう話になりますよね。だから、その辺のことをよろしく願いしておきたいのです。1番。

あと2番目、要請されたときに、汚染土壌、学校の、夏休み中に搬入したいのですけれどもと言われたときに、簡単でもよいので、いついつ、どこに入れるという工程表なんかはなかったのかなというのと、さらにそれを要請することができなかつたのかということが私は、それを言いたかったです。

それと、例えば双葉町に汚染土壌を入れるといったときに、夏休み中と言われても期間が限定されるので、ではそのときに一時仮置き、どこかに、伊達なら伊達市のどこかに仮置きしてくださいと。それまで町民の皆さん、意見を聞いて、それででは入れましょうということでもよかったのではないかなと思うのです。夏休み中と限定されてしまっているから、こうやって皆さん議会の中でもいろいろ問題が出てくるのではないかなと。皆さんとの問題が出てくるのではないかなと思うのです。やはり、では伊達市なら伊達市の一時どこかに置いてくださいと、学校のものを。そうしたら、あと町へ

行って相談してきて決めましょうというぐらいなことは言ってほしかったと思っています。

あと3番目、夏休みも終わっておりますが、9月5日から搬入される汚染土壌は町有地なのか。また、議会でこの前話し合われて、前に話し合われましたよね、あいている敷地に入れてくださいというところに搬入されるのか、それはどちらでしょうか。

あと4番、9月5日から搬入される土壌についても、町有地であれば期限、1年という期限はあるのでしょうか。それが4番です。

あと5番です。地方自治法96条によれば、電柱や電灯などは規定があるようです。立米、平米幾らといただくという規定があるようですが、今回の放射線の廃棄物というのは、特別なものを期限を設けて受け入れるわけですけれども、受け入れたとしてもやはりそれは特別なものなので応分の負担、それなりの応分の負担というのを私たちは求めるべきではないかと思っています。

3番についてお答えいただきたいのですけれども。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山君子議員の再質問にお答えいたします。

まず、工程表でございますが、町有地に一時仮置き場としての要請を受けた時点で、工程表等々のお示しとか、そういったものはございません。それは先般、議会の全員協議会で町有地の一時仮置き場の承認をいただいたことから、今協議が始まっている状況でございます。また、9月5日からの汚染土壌の搬入につきましては、今現在町有地を使用しているということではございません。もともと使用しております仮置き場のほうに搬入しております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） それでは、まだ何も町民会議をやらなくても、もともとあいているところがまだあったわけですから、そこに搬入されているわけですから、町有地、町有地と言われなくても、まだあいてる状態でなかったのかなと思うのです、フレコンバッグ搬入するのに。これは3番の答えに対して、あいているところにまだ入れていらっしゃると。だったら、何も9月になって、もう夏休みも終わってきているのに、あいているわけですから、何もこんなに夏休み中という固定されなくても私はよかったのではないかなと思っています。以上です。

それでは、2番に入ってもいいでしょうか。2番、帰還困難区域の取り扱いについて。復興加速化本部から、帰還困難区域の取り扱いに対する案が示された2点について伺いたい。

(1)、帰還困難区域の取り扱いについて、町は復興加速化本部にどのような要請をされたか。

(2)、帰還困難区域の除染、家屋の解体及び避難指示の解除はいつどのように行われるのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、帰還困難区域の取り扱いについて。(1)、帰還困難区域の取り扱いについて、町は復興加速化本部にどのような要望をされたのかとのおたただしであります、町からは、

福島第一原子力発電所を抱え、中間貯蔵施設を苦渋の判断で受け入れた町の厳しい状況と与党として十分に理解し、酌み取った上で、①、帰還困難区域全域の避難指示解除がなされるよう、国が責任を持って取り組むこと、②、町の中長期的な構想についても、国がしっかりと受けとめ、復興を果たしていくという国の強い意思を示すこと、③、復興拠点の整備計画について、魅力ある住環境と産業基盤を兼ね備えたものとする、④、区域見直しを行わないことによる風評被害により、町の復興が遅れることが決してないよう、十分な工夫をすること、⑤、今後とも避難を強いられた状態が長期間続く双葉町の特殊な実態を理解し、被害実態に即した賠償や生活再建支援を実施することなどを政府に提言するよう求める、10項目にわたる要望書を与党の両復興加速化本部長に対し、提出しております。

(2)、帰還困難区域の除染、家屋の解体及び避難指示の解除はいつ、どのように行われるかのおただしであります。今般の6次提言や、それを踏まえて出された政府方針は、与党から政府に対し、帰還困難区域の取り扱いに関する大まかな方向性を示したものです。帰還困難区域のうち、JR双葉駅西側・新市街地ゾーンの区域については、今回出された方針とは別に、今年度における拠点除染の実施が既に決定しておりますが、そのほかの帰還困難区域の個別具体的な地区の除染、家屋解体、避難指示解除等の時期やその進め方について、今後ようやく具体的な協議が始まるころです。このため、町としましては、まずは政府に対し、双葉町及び町議会に対する詳細な説明、協議の場を早急につくるよう求めたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 1番、羽山君子君。

○1番(羽山君子君) 1番についてであります。町長さんの、今度いただいたものかなと思うのですけれども、この前7月の19、20日と双葉町復興に向けて国や関係省庁に対して要望活動をされましたよね。そのときの下のほうの中間貯蔵施設というところがあって、広報「ふたば」で見せていただいたのですけれども、中間貯蔵施設の中に、中間貯蔵施設だけで、それを何を要望されたのかなというのがわからない。主語があっても述語がないという、ただ中間貯蔵施設と書かれてきたのです。私は、この要望を見て、こういうことを要望されたのだと読んだのですけれども、この欄にただ中間貯蔵施設と。その中間貯蔵施設の次は何でしょうかということなのです。その中間貯蔵施設の次は何を要望されたのか。ただ中間貯蔵施設だけではないと思いますので、お答えをお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 羽山君子議員の再質問にお答えいたします。

7月19、20日両日にわたりまして、国のほうに要望活動で伺った中での中間貯蔵施設という書き込みがあって、はっきりその中身、具体的なものが見えていないというおただしでございますが、各議員の皆さんに、その要望についての要望書はお配りしております。中身につきましては、(1)、地権者に寄り添った丁寧な対応。中間貯蔵施設の整備に当たっては、地権者の理解を得ることが何よりも重要であり、一人一人を丁寧かつ確実に訪ねて説明を行うことはもちろん、物件調査等の進捗状況の

連絡や生活再建に係る相談など、地権者に寄り添った対応を行っていただきますとともに、その着実な実施のため、体制強化のために拡充した人員の有効活用を図っていただきますようお願い申し上げます。また、地権者一人一人の声を真摯に受けとめ、地権者から決断をする上での懸念の声があるようであれば、税制特例の措置拡充等を含め、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

(2)として、双葉町と環境省の連携の進化、また中間貯蔵施設の整備に向けた動きが加速化するとともに、町の復興に向け、町内の除染の本格化が見込まれる中、町や住民の意向、動向を的確に把握し、地元寄り添った対応を迅速に講ずるためには、双葉町と環境省（環境再生事務所等を含む）との連携を深めていくことが必要不可欠です。このため、双葉町と環境省の橋渡し役となれる環境省職員の双葉町役場への駐在についてご検討いただきますよう、あわせてお願いいたします。

(3)、最終処分地の選定、また中間貯蔵開始後30年以内での県外での最終処分に向けて試験輸送が始まって既に1年4カ月が過ぎてしまったことにも鑑み、処分地の選定に早期に取り組んでいただきますようお願いいたします。

(4)として、輸送の安全性の確保、県内各市町村から中間貯蔵施設予定地内の保管場への除染土壌等の輸送は今後も予定されておりますが、昨年度の環境省発注事業では、2件の事故が一般国道6号で発生しております。輸送の実施に当たっては、再発防止策の徹底に加え、仮に事故が発生した場合の迂回路の確保、さらには一時帰宅者等への配慮や使用する町道等の補修等を行うとともに、輸送の安全性や問題性を定期的に検証し、必要な道路交通対策や環境対策を行い、以後の輸送の安全確保と着実な実施に万全を期していただきますようお願い申し上げますというふうな中身でございます。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） この要望書の中の間接貯蔵施設と書いてあって何にもないです。この次に何という文章が入ったのかなというのが私問いたしたいところなのです。これは多分加速化と。中間貯蔵施設の加速化と入ったと思うのです。加速化として、でしょう、これ。双葉町の復興に向けて、国、関係省庁に対して要望活動を行いましたということで、これ入っているのです。その中で中間貯蔵施設とだけ書いてあって、次の文章がないのです。では、主語、述語はどなのだと先ほど聞きました。多分、これ私、同僚議員に聞いて、これは多分加速化ではないかと、陳情してきたのは。これは副議長さんも行っておられますけれども。それでは、加速化を陳情してきましたよということなのですけれども、ただ中間貯蔵施設としか入っていません。これはやはり皆さんにお伝えすべきことではないかなと。加速化と入れていただきたかったことです。

それと、では町として、加速するためには何が必要なのかということをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 質問でしょう、質問。

○1番（羽山君子君） はい、そうです。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山君子議員の再々質問にお答えいたします。

中間貯蔵施設についてのその後の中身につきましては、先ほども答えておりますが、(1)として、地権者に寄り添った丁寧な対応、(2)として双葉町と環境省の連携の進化、(3)、最終処分地の選定、(4)、輸送の安全性の確保ということでございます。

○1番(羽山君子君) それでは、3番に移ります。

○議長(佐々木清一君) 羽山議員さん、次に入る場合、手を挙げてから、議長から指されてから質問に入ってください。

○1番(羽山君子君) はい、申しわけありません。

○議長(佐々木清一君) 1番、羽山君子君。

○1番(羽山君子君) 3番、避難指示の解除と町民の帰還について。発電所が近い町にとって避難指示が解除され、町民が戻っても燃料デブリや廃炉作業が終わるまで、数十年間危険と隣り合わせの生活になる。町長は、町民がこのような状況に置かれることについてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 3番、避難指示の解除と町民の帰還について。避難指示が解除され、町民が戻っても燃料デブリや廃炉作業が終わるまで数十年間危険と隣り合わせの生活になる状況になることをどのように考えるかとおたただしですが、現在東京電力福島第一原子力発電所においては、中長期ロードマップ等に基づき、安全性を確認しながら廃炉作業が進められております。また、中長期ロードマップにおける燃料デブリの取り出しに向けた目標工程としては、来年夏までの号機ごとの燃料デブリ取り出し方針の決定、平成30年度上半期の最初の号機の燃料デブリ取り出し方法を確定、平成33年12月までの最初の号機の燃料デブリ取り出しの開始が予定されております。また、取り出し後の燃料デブリにつきましても、先月29日、経済産業大臣に対し、燃料デブリを安全かつ着実に取り出すことと国の責任において県外で適切に処分することについて、福島県知事と周辺13市町村長が合同で申し入れをいたしました。廃炉作業が安全かつ確実に行われることは、町の復旧復興、町への帰還を果たしていく上での大前提であると考えておりますので、国、東京電力に対し、安全かつ確実な廃炉作業を引き続き行うよう強く求めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 1番、羽山君子君。

○1番(羽山君子君) 与党は、6次提言の中には、やっぱり燃料デブリや廃炉に向けての安全性、その行き先など、やっぱり一言も述べておりません。やはり帰ったとしても危険と隣り合わせの生活というのは、ストレスや病気になりかねないですよ。帰りたい人は帰ってもよいというのだけでは、行政としてもやっぱり責任がちょっとないのではないかなと思っています。町長は、やっぱり国や関係省庁にいろいろと要望されているようですので、この辺のやっぱり対応もきちっとお願いしたい。対策もまたとっていただきたいと思っています。答えは要りません。

それでは、4番に移りたいと思います……ごめんなさい。3番に1つだけ足してもいいでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 今、答弁は要りませんというのを撤回するということですか。

○1番（羽山君子君） 答弁、もう一つだけ。答えは要りませんので、1つだけお話ししてもいいでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 3番目の質問に対して。

○1番（羽山君子君） はい。

○議長（佐々木清一君） 基本的には、そこで質問が終わってしまっているのですが、もう一度そこに戻すということについては、やはり会議の中ではできないということになっておりますので、前に進めてください。

○1番（羽山君子君） わかりました。それでは、4番に移ります。

精神的苦痛に対する慰謝料について。ほとんどの町民が精神的苦痛に対して慰謝料の請求が終了していると思われる。しかし、6年が過ぎても避難生活が続き、精神的苦痛は増加するともなくならない。町民がこのような状況に置かれている中で、東電は精神的な苦痛の継続に見合った慰謝料を継続的に支払うべきと考えるが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4番、精神的苦痛に対する慰謝料について。町民が6年が過ぎても避難生活が続く、精神的苦痛は増加するともなくならない状況に置かれている中で、東電は精神的な苦痛の継続に見合った慰謝料を継続的に支払うべきと考えるが、見解を伺いたいとおたただしですが、去る7月27日、鎌田会長を初めとする原子力損害賠償紛争審査会の委員各位が、経済産業省及び文部科学省との町内視察を行った際、鎌田会長に要望書を手渡し、被害者一人一人の被害実態に即した賠償について、町として改めて強く求めたところです。国、東京電力に対し、今後とも被害実態に即した丁寧かつ確実な賠償を強く求めてまいります。また、あわせて、今後とも長期的な避難生活を強いられることが見込まれる双葉町民に対する生活再建支援についても国に対して強く求めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） きのうの行政報告の中にも町長が述べられておりますが、やはり町民皆さんがその思いだと考えております。やはり賠償に対して継続的に要望を、強く要望をお願いいたしましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号4番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

4番、菅野博紀君。

（4番 菅野博紀君登壇）

○4番（菅野博紀君） おはようございます。通告順位2番、議席番号4番、菅野博紀。ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をしたいと思います。

まず1番、中間貯蔵について。現在中間貯蔵施設関連での双葉町搬入は、パイロット搬入と福島県

の学校施設除染で出たものなど2通りありますが、それぞれの違いをお伺いいたします。そもそもパイロット搬入を始めたときに、学校施設除染で出たものを最優先で搬入するのが当たり前だと思えるが、双葉町として町民会議までしても対応すべき問題なのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、中間貯蔵施設について。現在中間貯蔵施設関連での双葉町搬入は、パイロット搬入と福島県の学校施設除染で出たものなど2通りありますが、それぞれの違いを伺いたい。また、そもそもパイロット搬入を始めるときに学校施設除染で出たものを最優先で搬入するのが当たり前と思われるが、双葉町として町民会議までしてまでも対応すべき問題なのかとのおただしであります。平成28年度の輸送につきましては、環境省、県、市町村が昨年度から調整してきた中で実施されているものであり、計画策定時点で各市町村からの意向を十分に配慮して決定していると聞いております。搬出元の市町村におきましては、仮置き場地権者を初めとする地域住民の意向や除染土壌を掘り起こす予算の確保など、地域特有の事情があるため、学校施設除染で出たものを最優先で搬入するというご指摘のようなことが必ずしもできていない事情があります。

一方、学校施設除染で出た除染土壌等の輸送につきましては、自民党から双葉・大熊両町に町有地使用の要請があったことをきっかけに実施されることとなったもので、今年度の輸送量で予定されております2町への輸送量、15万立米とは別に搬入されるものであります。このように、これら2つには当初から計画されていたものか、今年度になってから新たに計画したものかの違いがあるほか、当初計画の輸送が中間貯蔵施設建設予定地内に既に整備されている一時保管場に搬入されるものであるのに対し、学校等の除染土壌は一部当町の輸送を振りかえる形で実施されるものがあるものの、環境省に今後一時使用されることとなる町有地に搬入されるという違いがあります。

町民会議の開催につきましては、5月26日に開催された議会全員協議会において、町有地の一時使用については、まずは町民の意見を集約すべきとの意見が議会から出されたことを踏まえたものです。意見の集約については、各界、各層から幅広く意見が集約できる町民会議の開催という手法が最も効果的であると考えて、この方法を採用いたしました。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） まずもって、町長、ご指摘したいことが1つあります。先ほどの同僚議員の答弁の中で、受け入れ、町有地の使う学校のやつというのは、夏休み中にとということで7月30日とご答弁していたように思いますが、私中間貯蔵安全委員会の委員として、副町長も同じ場所に行って同じ資料を持ってると思いますが、これは資料の中の5ページの中に、9月上旬に学校等により搬入開始予定の市町村、9月上旬、5日からといいますけれども、学校等により搬入するのは9月上旬からやるよと。僕はこれ聞いてきているのです、国に、環境省に。だけれども、町長のは、あくまでもそれ

はまた別問題ではないですか。パイロット搬入の話をしたわけですよ。パイロット搬入で計画されていたものが普通にそこに入ったというだけではないですか。先ほどの答弁、ちょっとお間違えになっているのではないですか。ここに環境省自体が出しているのが9月上旬とやっているのに、もうそれはやったよというのもちょうとおかしいのかなと。答弁がかみ合っていないのではないですか。わかります。パイロット搬入での学校搬入でしょう、それは。予定されていたものでしょう。

それと、これは答弁、これ残るので、取り消しなり何なりちゃんとしてもらわないとあれですけれども、環境省に、副町長にちょっと資料見せてもらってくださいよ。それはちょっと確認してください。いいですか。

それと、中間貯蔵に関しては、私その委員会でも言いました。パイロット搬入、その他の事情というのはわかりますけれども、うちの事情もあるではないですか。双葉町自体の事情、町民の事情。賠償等にかかわるものが入っていくので、余りここで言うわけにもいかないですけれども、最後に4番で入っていますので、あれですけれども、賠償も何も決まらないのに、何で国からの要望とか、自民党とかの要望をどんどん進めていくのか僕にはわからないのです。今、先ほど要望書を出してきたという話したのですよね。加速化とかなんとかというのは、うちの町で言うことでも何でもないと思うのです。それだったら、逆に言えば賠償等のちゃんとした早期の加速化というのだったらわかりますけれども、ちょっと意味が違うのかなと。町民の声をちゃんと聞いてください。聞いた要望書をつくってくださいというふうに私は思います。

中間貯蔵に関しては、私たちも協力する気はあります。協力したいです、実際。したいのですけれども、相手側の、国のやり方が僕はおかしいと思います。あと、先ほど町有地貸すときに、要は国だから協力したいということだったと思うのですけれども、僕これ、ちょっと町で、弁護士までいて何も調べていないのかなというのが、本当に公共事業なのでしょうか。この一番先には東京電力の福島第一原子力発電所の事故ですよ。民間の会社なのですよ、やったのは。それが何も請求しないで、その会社が資産を持って今運営しているのです。運営しているにもかかわらず、国がお金を出すからということで、国は東京電力に請求すると言っているわけですよ。今までになかったような形で、実際に言ったら東京電力の、僕から見ると、普通に考えれば下請だと思うのです、国が。お金請求しないのだったらいいですよ。お金請求すると言っているではないですか、中間貯蔵。そうしたら、これは民間事業になるのではないですかと僕は思うのです。それなのにもかかわらず、賠償とかそういうのも、用地確保とかそういうものに関してもちょうとおかしくないですかと。国有地になる、何にするというような面で、何でそういうところをちゃんと交渉の場でも言って、弁護士さんでも何でも、町に弁護士ちゃんといるわけですから、そういうこともちゃんと交渉の材料になるのではないかと思います。あくまでも民間の会社が起こした事故ですよ。そこに対して高木副大臣も先日前話させてもらいましたけれども、国が勝手に賠償保障に入ってきているだけではないですか。勝手にいろんな、民法709条に賠償にかかわる法律ってあります。双葉町の町民、僕はほかの町の議員でも何でもない



ので、双葉町の町民が民法の709条の賠償にかかわる法律に抵触していないのです。国が無理やり入ってきて、その委員会とかいろんなものをつくって、法律でないもので賠償されているということだとして違法性がいっぱいあるわけですね。そういうこともちゃんと交渉の段階で話せなかったら、町長これ、本当に賠償がもう終わってしまいますよ。終わりだ、終わりだと8月31日、去年の。東京電力の石崎代表は言ったわけではないですか、もうこれで終わりですよと。

○議長（佐々木清一君） 菅野議員、賠償のほうは、この後の質問のほうで入れてもらえないですか。もとに戻してもらえないですか、質問。ちょっとずれているから。

○4番（菅野博紀君） わかりました。普通に中間貯蔵というのは、本当はくっつけてやればよかったのですが、実際に言ったら中間貯蔵をやる、協力するよと手放しで協力するときには、ちゃんとやっぱりそういう段階を踏んでいただきたい。

それと、あくまでも私たちは協力しているところだということを、町長、忘れてもらっては困るのです。はっきりここで言いますけれども、1号機から4号機までというのは大熊ですから。双葉町は5、6号機なので、何ら問題のない、ちゃんととまった号機しか持っていないのです。それを隣町から、わかりますよ、福島第一だって。わかりますけれども、隣町から、要は汚染したものを双葉町に運ばれているわけですよ。そういうこともちゃんと交渉の場で言っていたきたいです。双葉町の人たちは、一生懸命協力しようとしているのですよ。それを協力しないようにさせているのは、私は国だと思います。東京電力さんの下請の国だと思います。環境省なども。そこら辺も強く指摘しないと、やっぱり将来双葉町に中間貯蔵あってもいいのです。最終処分場でも僕はいいと思っています。ちゃんと先が見えるのであれば、それに沿った復興計画、あって邪魔なものかもしれないけれども、絶対にそれがあつた状態での復興計画をつくらないと、将来何ともならないと思うのですけれども。町長の考え方、中間貯蔵はちゃんと交渉の場で、ちょっと賠償とか、そういうのをやってくれるのだったらやるよというのと、あと町長、前に個人のことは、個人の間貯蔵の、個人の財産だからかかわらないみたいなことを言って、国には加速化しろとかなんとかというようなことを新聞報道でもよく見ますけれども、それはちょっと、僕言っていることが違うのかなと思うのです。そこら辺どういふふうにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、町の復興に向けた重要課題に全力で取り組んでいくということは、町としても今後ともそういうふうな、今議員からご指摘あつた賠償も含めて全力で取り組んでいきたいと思っております。

中間貯蔵施設に関しましては、先ほどご指摘あつたようなことも踏まえて、今後とも国に対してはそういうふうな、議員のご指摘のあつたことも含めて要求をしていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） それはお頼みしたいと思います。本当に我が双葉町民、双葉町民というか、

中間貯蔵、実際に言ったら、町長、さっき答弁でおっしゃったように、計画書を出してもらっているのは僕たちも見ています。いろいろこういうところでは見ています。見ていますけれども、これ普通に、どういうふうに感じていますか。僕はただ絵に描いた餅かなど。絵に描いた餅は食べられないですよ。まだ技術開発も何も進んでいないということもあるので、どういうふうになるかはまだわからないですよ。堤防の下に、今の計画の中では堤防の中に埋めたりなんかできるでしょうという話を持ってきて、この前の委員会では、万が一水害とかいっばいあるけれども、それで流れたらどうするのだと。議論がちゃんとできていないというのと、進めてもらうのだったら、多分町長、僕は要望するのだったら、中間貯蔵に関しては、双葉の町民のことをちゃんとすれば私たちも協力しますよという対応にしてほしいです。それだけお願いして、この中間貯蔵に関しては終わらせていただきます。

では、2番の双葉町幼小中学校の対応について。夏休み期間中に行われた双葉中学生海外派遣事業での問題があったと思います。双葉町に住所がなくとも双葉中学校に通う子供であれば対象になっていると思いますが、家庭の事情を考慮していないこと、双葉町以外の学校に通う子供たちが同じような対応をされても何も言えなくなるとは思います、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 教育長、半谷淳君。

○教育長（半谷 淳君） 菅野議員の一般質問にお答えします。

夏休み中に実施しました中学生対象の海外派遣事業についてのおたただしですが、実施内容、手続等に問題はなかったと思っています。現在町立学校には、区域外就学をしている中学生がおりますけれども、その生徒たちからは、給食費、学用品費、修学旅行費、クラブ活動費、PTA安全互助会保険費等の負担をお願いしている状況です。そういう状況から判断しまして、今回の海外派遣事業の経費の約1割、5万円の負担をお願いする根拠というものは十分ありますし、やむを得ないという判断をさせていただきました。

また、手続については、3月の議会全員協議会で、区域外就学をしている生徒には経費の1割負担をお願いすることについて説明し、議員の皆さんからは特に異論はなかったというふうに思っていますし、そのとおりだというふうに感じております。その後、5月の町の広報紙、ホームページにて募集要項を公表し、他町村から区域外就学をしている生徒には、経費として5万円の負担について明記しました。5月2日から27日までの募集期間の中で14名の応募がありました。その中には区域外就学生からの応募はありませんでした。その後、6月の定例議会で、この件についての予算が承認されて、14名の派遣が確定したというふうになっていると思います。

ただ、菅野議員からの内容について、問題があったのではないかというご意見については、これまでの議員の皆さんの学校教育に対する支援、そして子供の心情に寄り添った方針というものを私としても十分に配慮すべきかなというふうに思っておりますので、次回以降、この件についてはさまざまなご意見をいただきながら、検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 教育長とはいろいろその件でお話をしました。した中で私の情報、本当は行きたかったと。子供たち同士の会話から出てきたことでお頼みしたことがいろいろあります。それで、手続をちゃんと踏んで、行けるか、行けないか、ちゃんと言ってから子供たちに言うのだったらわかりますよ。前の日に行けるようになったと、その子供たちは喜んでいたらしいです。次の日にチケットの問題で行けなくなったと。だめみたいですと。親とも話ししました。中学生って思春期なのです。いろんなことで傷つきやすく、いろんなことで区域外で来ているという事情をわかっているのであれば、普通にさっき言ったように、家庭の事情を考慮して、議会は承認しています。そこまで僕たちはわからなかった。わかったときに、何で僕一議員がわかるのかなと。それは僕も子供を持つ親で、ちょうど僕たちの子供たち、同級生で、年近い子供たちの話で僕は聞いたことです。大人の事情ですよ、実際。僕は、それであれば、普通に考えて、前の日に行けると言ってしまったことに、僕は本当に怒っているよりもがっかりしています。子供の気持ちを傷つけるような、普通に教育者であってはならない。教育者といってもあれですけども、大人であってはならないと思います。ここにも書いてあります。

双葉町の子供たちが同じような対応をされたらどうしますか。今、ほかの区域外で双葉町の子供たちは、いろんな学校に入れてもらっています。給食費減免とか、そういうほかはないことをいろいろやっていただいています。ここで、ちゃんとその連携がとれているのかどうなのかというのが僕は大きな問題だと思います。大人同士で謝れとかなんとかという話なんかは、僕は二の次だと思います。僕、その子に何か悪いことしてしまったなと思って、お友達の子の親に、悪いけれども、謝っておいてねと。ごめんねと言ったけれども、自分で謝ればいいじゃん、その子には言われた、僕は。僕が謝るとかそういう問題の前に、ちゃんとした双葉町の教育委員会として、親とか子供、一番子供に、これ謝罪しているのかどうなのか。僕は聞いてがっかりしました。今、双葉町に児童生徒39名、ここに関したって50人程度しか多分あそこではできないですよ。今後の措置等を考えているのであれば、事務とかそういうのは教育委員会、もちろん独立機関で教育長がふえていますよとなったら、その対応をすべきではないですか。それが僕は教育長の仕事だと思います。

僕、学校長等が普通にニュージーランドへ行ったりなんかするのも、僕はそれは学校のあれだから当たり前だと思うのです。教育長って、何かあったときの対策本部の本部長ではないですか。僕はそういう面では、普通一般論で考えると、校長先生が行かないのに、そこら辺も教育長どういうふうにお考えなのか。あと、その子供にはちゃんと謝罪とか、そういうのはしているのかどうなのかをお尋ねします。でないと、これ本当に子供に対してのそういう教育のあれだったら、一切協力できませんよ、実際。今までだって教育委員会にはいろいろあったわけではないですか。無償提供で貸してもらえます、何していますって、結局は議会を通して何回もやっていますけれども、子供たちのことを考えているから僕たちは何も言わなかったのです。どれだけのお金をつぎ込んで、どれだけのあれを

やって、そういふうにやって、立派なものことができましたと。立派とは、プレハブだから言えないのですけれども……

（「議長、質問の中身が大分変遷していますので」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 教育長、言葉は議長の許可を得てからお話ししてください。今、質問中ですので、答弁は控えてください。

（「はい」と言う人あり）

○4番（菅野博紀君） そういう問題で立派なものができたら、やっぱり教育にも子供たちに対して僕たちはやっているつもりです。大人の事情は関係ないと思います。万が一これがニュージーランドに行って、写真とかそういうのが普通に卒業アルバムに載ったときに、その行きたかった2人の子は載っていないのですよ。そういうことまで考えているのかなど。僕は、今双葉町、学校が抜けましたけれども、幼小中の学校に対応についてはです。逸脱も何もしていません。教育長、そこら辺ちょっとご答弁お願いします。

○議長（佐々木清一君） 教育長、半谷淳君。

○教育長（半谷 淳君） 菅野議員の再質問にお答えします。

まず、今の答弁の内容ですが、重大な事実誤認が1つあります。菅野議員がその話を私にしたのは、出発前の約3週間前、7月の10日過ぎであります。もうその時点で14名というものが、先ほど言いましたように5月の下旬で締め切って、6月の下旬で補正予算が認められて、もう確定している段階です。その中で、いわき市から就学している生徒がどうも行きたがっていると。何とか検討してくれないかというお電話はいただきました。正直この時期にと言いながら、菅野議員の子供を思う気持ちと、その2人の生徒、私も菅野議員と同じ気持ちでおりました。もしかして救える方法があるならばということで、検討しますということをお伝えしました。菅野議員が言うように2人の生徒が本当に行きたいかどうかの意思確認を翌日校長を通じてしました。本人は行きたいと。菅野議員には、そのときに検討しますが、ハードルは高いですよということを二、三回言ったはずですよ。行けるということは私は一言も言っておりません。これは重大な事実誤認です。

そして、すぐ常交の担当者にチケットはまずとれるのかと言いましたら、これは無理だと。さらに、これは私だけの判断でこの重大な情報を共有する相手を見つけなければいけませんので、スタッフ、そして副町長、その他の職員とも協議をしましたが、6月の時点で、3月からずっと議会にこの件を話をして、ホームページで町民に全部知らせて締め切って、なおかつ7月のこの3週間前に、仮にも、たといわき市の2人が行きたい、心情的には理解できると言いながら、超法規的にこの生徒の参加を認めるようなことが仮にあったとして、締め切った段階で、議会のルールを無視することにならないのか、これはほかの町民から苦情が来たときには、あるいは監査から指摘される大きなことにもなりかねない。残念ながら、菅野さんにはチケットの段階で無理ですよ。ただ、菅野議員の気持ちは十分にわかるので、何とかここでご理解いただきたい。菅野さんは、わかったと。7月にはもうこの時

期でやはり遅かったのだなとご理解いただいたはずです。しかしながら、その後、やはり何とか探ってほしいということを言われました。

これまで私は、議員の皆さんにいろいろ協力しながら学校運営に携わってまいりました。おかげさまでここまで学校が落ちついて、生徒も拡大してまいりました。これは全てうちの職員、議員の皆さんと私の考えを理解していただきながら、同時に私の考えを何度も妥協しながらできてきた産物です。この問題についても、是が非とも2人の生徒を連れていけというようなことではなくて、次回の可能性をやりながら、私がお互いに探っていくのが議会と我々との関係ではないでしょうか。菅野議員が、私が引率者として行くことの疑問点を投げかけました。それも既に3月から6月の間に引率者、私を含めて指導主事の横田、そして学校から松本、3人の引率者の名前をもう議会で公表していたはずで、なぜ終わって、何も無い、問題もなかったです。震災後このような重要な事業に、しかもある議員からは、テロが心配されるから行くのを見合わせたらどうかという心配もしていく中でお願いした事業です。教育長の私が団長として引率することになぜ問題があるというのでしょうか。これこそが私の教育長としてのとるべき責任だと思ってやってきました。参加した生徒は、立派に研修を果たし、今後の活躍が十分に期待されます。ですので、一つの物事をどうやってお互いに話し合っていくか、問題があるならば、その話し合いの時期があるはずで、なぜ締め切って、3週間前にこういう問題を出すのか。難しいということは一旦菅野さんもわかっていたはずで、十分に事実誤認を、それだけは確認していただきたい。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 私の質問には一切答えてもらえなかったのが非常に残念です。私は、子供の事、僕は最初に言いましたよね。大人の関係の話はどうでもいいのですよ、教育長。子供が行けると言われてから、自分のこととお話する、何するとか、そういうのはわかります。それがつかんだのが、その前であればもちろん電話しましたよ。その時期になったことというのは、本当にそれは僕もあれですけども、その前に教育者として皆さんがかかわっている方に、教育長、これは言いましたよね。言いましたよね、自分でもおっしゃったではないですか。そういうことが僕が聞いて、電話でお話ししました。聞いて、僕の耳に入ったから、今ごろ申しわけないけれどもという話もしました。僕はそこはどうでもいいことなのです。僕が言っているのは、その子供たちが前日に行けるという認識をとったわけですから。

（「言っていない」と言う人あり）

○4番（菅野博紀君） 認識とっていますから。その親ともお話しして、言ったときに、あしたパスポートのあれとろうかなと思っている。あれ、なかったのという話までしています。ただ、大人の話はどうでもいいのですよ。その子供たちのとりようではないですか。言っていないではなくて、そういうふうを確認されれば、最大限の努力をしたことに関しては、僕も納得していました。納得して

いましたけれども、その子供の気持ちを僕は言っているのです。何でそれを、ちゃんと確認しましたと言う前に、それだと手順違うではないですか。チケットを確認してからそういう話になるのではないですか。子供たちに聞いてから、教育長のお話よりも、僕は子供たちの気持ちを傷つけるようなことであれば、僕はあれだと。今教育長のご答弁というのは自分のことなのです。私はやってきました。議会とも話した。ではなくて、その中に問題があるものに対して、来年度以降のことも話し合わなくてはならないです。ただ、この子たちに、さっきも言ったのですが、大きな障がいが残っているのです。アルバムの話も答えいただいていません。載つけるのですかということも。私は、その子供たちに、できれば本当は、悪くなくとも大人の対応としては私は謝るべきだと思います。行けなくてごめんなという気持ち、とれなくてごめんなということで、その子供たちが行く前にだったら僕救われていたと思うのです。もう終わったからぐずぐず言うのではなくて、終わってもその子供たちの気持ちというものを考えないと、今中学校3年生というのは1年間しかないのです。最終なのです、中学校の。その中の気持ちを考えたご答弁だったらいいのですけれども、教育長の大人の話のあれではなくて、その後の対応のことを言っているのです。全然何か、アルバムのこと、謝罪しましたかということとか、そういうのも全然お答えになっていないのです。私がやってきましたと。ああ、それはすばらしいことをやったのではないですかと皆さんから評価もらえばいいと思います。それは人が評価することであって、自分から私がやってきたということは、やっぱりそれは公人としてはあれだと思います。私が言っているのは、子供たちに対してどうしたのですかということと言っている。を聞いているのに全然お答えにならないで、私は議員として一般質問なので質問をしているのです。聞いていないことを答弁してくださいというのではなくて、謝罪しましたか、アルバムに載つけるのですか。2点私お聞きしました。それにお答えしていないので、それに答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 教育長、半谷淳君。

○教育長（半谷 淳君） 菅野議員の再々質問にお答えします。

まず、事実誤認についての菅野さんの意見については、菅野議員から答弁をいただいていません。私は、菅野議員が心配するような状況も想定しながら、ただしハードルは高いですよということを何回も繰り返して保護者にも言いました。そして、実際にはチケットの件で、もうだめだということを伝えて、校長からその事情を伝えて、生徒については謝罪を校長からさせました。アルバム、大人の都合と言いますがけれども、この大きな事業は、これだけの議員が、議会がかかわって、我々がかかわって、大人の都合を、まさに大人の都合で進んでいる事業です。大人の都合で進まなければしょうがない話でしょう。それを子供の心情とかアルバムの問題にすりかえないでいただきたい。菅野議員こそ重大な議会のルールをきちっと守らず、何としても連れていけという……

○議長（佐々木清一君） 教育長に申し上げます。

質問にだけ答えてください。

○教育長（半谷 淳君） 謝罪はしました。そして、子供の心情というものはかりながらもやって

きたつもりです。

以上です。

○4番(菅野博紀君) 次に入ります。この件に関しては、次の一般質問でも追及させていただきます。質問に対する答えをちゃんといただけなかったのが非常に残念です。

3番、双葉町復興計画について。復興祈念公園などいろいろな計画がありますが、用地取得に関して土地を売った場合に住民票などの対応について説明会などで質問されていますが、双葉町として回答していないのはなぜか、お伺いたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 3番、双葉町復興計画について。復興祈念公園など用地売買後の住民票の対応についてのおただしですが、住民票の取り扱いについては、これまで国、県と協議を進めてまいりましたが、明確な方針が示されていなかったため、回答ができませんでした。町としましては、帰還困難区域及び避難指示解除準備区域等の指定により、町内に住めずに避難生活を余儀なくされている町民の方が、震災前に住んでいた土地を公共事業等で売却等をした後でも、基本的に従前と同様の避難生活を続け、引き続き町内に転居し、住み続けたいと意思のある場合には、現在の住民票をそのまま置けるものとして取り扱うことを考えております。

○議長(佐々木清一君) 4番、菅野博紀君。

○4番(菅野博紀君) これに関しては、中間貯蔵施設もみんな入ってくるわけですよ。駅西のあれもこれからやっていこうという中で入っていく中で、町長、これ言葉をちょっと間違えていたら申しわけないのですけれども、住所不定になるわけですよ、それが全部できたら。公園の中に住所がある。誰々が帰還したときに、そこに置いたのでは中間貯蔵に関しても地権者の方々もそこに置いていいですよといっても、郵便物が届かないわけではないですか。ちゃんとした住所を置かせてあげたいというのが僕あるのです。前にも副町長とも話したのですけれども、それは国といろいろ話して、そこに置いていいですよというのわかります。売った人、貸している人、今双葉町の方々が賃貸借にするという方向性の方が結構多いのですけれども、その中で、その人たちはわかりますよ、入ってくると。だけれども、30年後に、中間貯蔵施設の地権者の方が30年後にその人たちが帰れるかという問題も出てくるし、あと住所の問題が出ているのであれば、思い切って双葉町で住宅団地計画等、本当に戻りたい人いますよね。1区画を100坪ぐらいでちょっと多目にとって、そういうアンケート等も、アンケートと言ったらおかしいのでしょうかけれども、そういう、アンケートになるのでしょうかけれども、地権者の方々が、そういう人が希望すると。

例えば、本当に300坪とか600坪とかいっぱい持っている人いますよね、畑とか。100坪分だけ代替地にしますよとか、そういうふうにしなないと、結局今民間売買ができないわけですよ。民間、民間への売買ができないわけだから、双葉町でもう出ていきたいよという人もいます、実際。もう住所はあれしてという人を、町が入れないのだったら、そういうのを三セクみたいなのをつくって、民

間同士のあれをできるようにしないと、結局その方々が追い出されている、双葉町から。みんな帰れるのに僕たちだけ帰れないというふうな認識になっていっているわけです。100人が100人絶対、100人いて10人でもそうですけれども、10人が10人、100人が100人いて、100人が賛成すること、10人が賛成することというのは僕はないと思うのです。ないから、やっぱり例えば10でも100でも近いような、夢というあれですけれども、そういうような先行き、双葉に帰りたいという方々のやっぱり意思表示を重視、僕はするべきだと思うのです。

それで、双葉町は、よく賠償とかそういうのに言われると、価値がない、価値がないと。固定資産税のあれはゼロだとかと言いますけれども、結局津波被害のところは使えないわけですから、スーパー堤防つくってかさ上げして、今の計画の、県等々の計画によれば、あれは50%ですよ。同じような津波が来たときに対応できるあれというのは50%なのです。100%ではないと思うのです。そういうのを考えれば、住宅団地というのはやっぱり安全なところに行かなくてはならないしということを考えたときに、今後復興委員会とか、そういうのもわかります。けれども、実際は国とかコンサルタント会社とか、そういうのが入ってきて、本当に言えるのかということ、これを言うときちよっとうまくないのかもしれないけれども、もっと逆に言えば、焦点を下に、年齢を下げたほうがいいのか。逆に、本当に夢物語とよく言いますけれども、子供たちに対して夢物語を与えてもいいのかな。子供だけの復興会議とか、そういうのも実際私今46です。ことし46になりました。僕ら帰れるのかな。平成30年前後に帰れるような報道はいろいろされていますけれども。

そうすると、また問題になってきているのが、今私がよく言われるのは、帰れるのだったら中間野蔵要らないべという人も出てきたのです。出てきているということも事実です。そこら辺は町長、ちゃんと町政懇談会等々をやって聞かないと、人の考えって結構変わるのです。個人的になってしまうようなあれですけれども、うちの子供も、震災当時2歳半の子供も、双葉に僕も大きくなったら帰りたいという子もいるし、僕の双葉のお友達の子供、町民のお子さんで、今中学校1年生の子がいるのです。その子も、僕も双葉に帰りたいという子もいるわけです。そうすると、やっぱりその子たちが時代に合ったようなあれをつくってあげるといっても、やっぱり双葉町を継続するためには、さっきの住宅団地と子供の意見を入れてやらないと進まないと思うのです。実際私も46と先ほど言いましたけれども、私の考えでも、私たちの年代だけでやってしまえば、やっぱり古いものができてしまうのです。古いものができるから、例えば僕たちだったらスーパーひたちとか新幹線という話をするけれども、子供たちはリニアモーターカーとか、東京に行くのだったらリニアモーターカーとかいろんな、夢かもしれないけれども、そういうことができると思うのです。そういうことに関して、今年度まだ中間になって、まだ予算も余っているのであれば、そういう復興委員の中に子供だけの部門をつくったりとか、そういうのをしないと、本当に帰りたくない子は、私は帰りたくないよと。何で帰りたくないのかなというのを、それも一つのお題だと思うのです。そこら辺ちょっと、どういうふうにお考えなのか。一番最初の住宅団地も含めてご答弁をお願いします。



○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、住民票につきましては、先ほど答弁で申し上げましたとおりでございます。まず、民民売買ができないというのも私も存じ上げています。そういった中で、駅西の、ことし決定しております本格除染、そういったことで一団地事業として、町としては購入を考えていると。ただし、これは地権者の皆さんのご理解がなければできないというのは、これは従前のおりでございます。そういったことでご理解をいただけたならば、今議員のご指摘ありましたような、いろいろな公共事業に協力した方たちのための分譲計画というのも当然考えていかななくてはならないと思っております。そういったことで、今後具体的には、町の駅西の、どの程度の規模になるかということが将来的に、今回40ヘクタールですけれども、まだ40ヘクタールで除染を終了するという考えは毛頭ございませんし、今後とも広げていきたいというふうな国に要望、要求をして広げていく考えでおります。そういったことで、規模的なものは今後町民代表の皆さん、当然議会の皆さんともいろいろと相談しながら決めていかななくてはならないと思っております。

今回の復興の計画に関して、いわゆる若い世代の人たちを入れたらどうかというご指摘でございます。このことはご意見を踏まえ、可否も含めて検討させていただきたいと思えます。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ちょっと今、私の言い方がまずかったのかもしれないのですけれども、例えば構想でもいいので、町有地あるではないですか。今私も駅西に土地を所有しております。町に売ってくれといっても、個人的に言うと売りたいくないです。さきの事情が、要は子供たちが戻れる場所がない。戻れる場所がないというのが大きな一つになってくるのですけれども、貸して使うよといったときに、帰れるようになったときに、そこに住めなくなるわけではないですか。協力してくれというのであれば、協力する条件として、簡単に言うと、さっき言った造成ですね。実際今からかさ上げしなくてはならないわけです。海側は。かさ上げというか、土を埋めなくてはならないので、その土はどこでとるかといったら、わざわざきれいなところからとってくるのではなくて、例えばの話ですよ。山のほうのちょっときれいな町有地があれば、その土を使ってもらえば、普通に造成イコール復旧復興、今も県が始まるわけですよ。それをやってからでも、逆に今焦って用地買収してももめるだけだと思うのです。

だから、そこで一步下がって、ちょっとどうなのと。双葉町に戻るのですか、戻らないのですかというような地権者にアンケートでもいいし、そういう課ができるのであれば、その人たちが話ししてもらったときに、こういう条件も出すよと。代替地というのを出すよというのと、さっき言った、町が入れば、国と協議していただいて民民売買、双葉から本当に出ていきたい人もいるわけですから。それもやっぱりやらないと、今後の事業全体に大きく影響してくるのかなと。さっき言った100人中100人はみんな賛成する人はいない。だけれども、これが100人中80人が反対されたら、これはもう全

然できないと。今の町の計画はそこまでいっていないですよ。計画はある。だけれども、足元が緩んでるといって何もしない状況なのです。状況なので、そういう案等も逆に言えば出さないと、追い出されているのだと、さっき言ったようになるので、今後そこを、私も時間がないので、そこら辺ちょっと簡潔にやっていただきたいなと。あと子供たちのやつも考えるというよりも、やっぱり次はもう子供たちの時代なので、先ほど触れた双葉にかかわって、本当に双葉に来たいという子もいろいろ出てくると思うのです。そういうものにも対応できるように、子供たちのいいもちよつと応分に入れていただきたいな。大人と子供をまぜると子供の意見って死んでしまうので、言えない状況をつくらないように、そういうふうに進めていただきたいと思うのですけれども、ご答弁をよろしく願います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、土地を協力して、その方たちが町に残ることが不可能だということのないような取り組みということだと思います。そういったことに関しては、十分私たちとして検討はさせていただいております。ただ、具体的に今申し上げたように、今後の状況、進み方によって柔軟的な対応をしていかななくてはならないということをご理解いただきたいと思います。

また、土地造成は当然必要になってきますので、今おっしゃった山の土地を中野地区、あの辺に造成のために土を入れるということは当然必要な事業です。その場所をどこにするか、そして町の復興がさらに加速するための場所の選定も含めて、今後検討していかなくてはならないと思っていますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 4番、補償・賠償について。双葉町では、国、県の要望には対応していますが、今後の双葉町民の補償・賠償についてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4番、補償・賠償について。双葉町では、国、県の要望には対応しているが、今後の双葉町民の補償・賠償についてどのように考えているかとおたがひですが、去る7月27日、原子力損害賠償紛争審査会の町内視察が行われ、鎌田会長を初めとする委員各位が、経済産業省及び文部科学省とともに現地を確認した際、鎌田会長に要望書を手渡し、被害者一人一人の被害実態に即した賠償について、町として改めて強く求めており、町としては、今後とも国、東京電力に対し、被害実態に即した丁寧かつ確実な賠償を強く求めてまいります。また、あわせて今後とも長期的な避難生活を強いられることが見込まれる双葉町民に対する生活再建支援についても、国に対して強く求めていく考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。

これに関しては、非常に問題で、私は今後裁判等が出てくると思うのです。先ほどもちらっと触れましたけれども、中間指針というのは、あくまでも私たちが説明を受けたのは、多くの被害者がいるので、まとめてできないので、とりあえず10万円、とりあえずこれでというような説明を国もみんなしていたのです。ところが、5年半もたってしまうと、その話がどこかに行ってしまう、裁判等、今いろいろ出てきています。出てきていますけれども、被害実態はいまだ継続しています。これで、逆に言えば、本当にいただいているお金であれば、マイナスになっている人も出てきているわけです。自分の貯金を使ったりなんかしながら、収入が減ったりなんかしている部分等々あります。そのときに、双葉町、中間貯蔵にしたって、何にしたって、協力はしたと思うのです。僕はこの前、自民党さん来たのですけれども、自民党さんもそこまでちゃんと言うのであれば、1つ、自民党さんもそこに、私も自民党員であります、その中でちゃんと自民党も責任の一端はあると思うのです。そこまで言うのであれば。

それと、もし本当にこれやってもらえないというのであれば、中間貯蔵影響緩和交付金3,010億円、中間貯蔵がある町は双葉町とお隣の町ですけれども、その面積によって、それを全部いただくのが当たり前なのかなと。今、うちの町では約400億円近く、それをもらっていますけれども、影響緩和というのは影響を受けているというのは私たちの町とお隣の町なのかなというふうには思うのです。県が入ることによって、\_\_\_\_\_されるような、言っていないのかな、上で抜かれるような感じでやられたのでは、被害を受けている町としては非常にあれだし、我が町としては今500億円ぐらいの、いろいろな基金のあれで550億円ぐらいの、基金もあわせるとお金はあると思うのですけれども、実際最後は国、県当てにならないので、双葉町で、本当にお年寄りとか子供たちを見なくてはならないときが来ると思うのです。臨時職員等の補助金も全部終わってきているわけですから、国というのはもうそうやって自分たちが忘れ去られるような状況で全部とめてくるので、そういうものをちょっととるためにも、やっぱり町民あっての、ちょっとずれたかもしれないですけれども、町民あっての双葉町ということで、町が面倒を見るか国が面倒を見るかということで、やっぱり来年の2月、3月以降ですか、の賠償もちゃんと払っていただければ、やっぱり町有地とかそういうのももう一回考え直さなくてはならないのかなと。町長、国、県に私たちは協力している自治体ですからね。先ほども言いましたけれども、うちの町の原子力発電所は爆発していないので、そこら辺ちょっと僕は強く思うことと、ぜひ要望等に行くのであれば、やっぱりそういう町民の意見を聞いて、ちゃんと、多分一番今やらなくてはならないのは補償とか賠償、これが町民の中での意識の一番だと思うのです。その次が中間貯蔵とか、そういういろんなのがあると思うのですけれども、ここら辺をなるべくだったら今年度ではなくて、ことしじゅうにでも決めなくてはならないと思うのですけれども、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 菅野議員に申し上げます。

町長の答弁の前に、\_\_\_\_\_という言葉、そぐわないということで、これ取り消しを議長から

申し上げますけれども。

---

◎発言の取り消し

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 済みません。\_\_\_\_\_という言葉、発言の取り消しをお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） それでは、議員の皆さん、菅野議員から言葉の取り消しありましたので、議長のほうで許可いたします。

---

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

菅野議員からご指摘ありました中間貯蔵等影響緩和交付金ですが、これはちょっと勘違いされていると思いますが、全体像として3,010億円、中間貯蔵影響緩和交付金は、大熊・双葉両町で850億円です。そういったもので双葉分が389億円と、そういったことをございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。中間貯蔵影響緩和交付金の中で、今回サポート補助金ということで、大熊・双葉両町で取り組みをしております。その部分がまず今回いろいろご指摘をいただきながら、今後10月に向かって町政懇談会をやっていきたいと思っておりますので、そのときにもそういった旨を説明しながら、ご指摘をいただきながら、次もっと取り組みやすい、町民の皆さんに有効に活用していただけるようなものに変えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、いろいろ先ほどございました精神賠償の1人10万円、これは当初最低というふうな話だったというのは私も記憶しております。最低10万円というスタートがいつの間にか固定化してしまったというふうなことにに関して私自身も危惧しております。そういったことに関して、本来人のそういったような慰謝料に関して、それでいいのかということは、今後とも国には話をしていかななくてはならないし、強くその改善は求めていく考えでおります。当然双葉町、大熊町、大熊町の話をしてあれですけれども、双葉町の特殊事情、こういうふうな双葉町が非常に町民の皆さんが避難を強いられ、戻れない環境だということは重々理解しております。他の町村よりも長期間戻れない現状だということは、双葉町民である人たちはほとんど自覚していると思っております。そういった長期間戻れない現状を考えたときに、そういった人たちのための一人一人の被害実態に見合った賠償ということで、先般も国に要求しておりますし、今後ともそういった活動はしてまいりますので、その辺は町としてもできる限りのことはやっているということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 済みません。影響緩和交付金、全部僕理解して言ったのです。要は、3,010億円全部双葉町と大熊町と今言ったのであれですけれども、そこで面積的に分けるのがふさわしいので

はないのかなと。もうちょっと県も表に出てきて、ちゃんと賠償・補償をやってくれというのはいいですけれども、ちょっと言葉が見つからないので、ちょっとなかなか難しいのですけれども、その850億円、大熊・双葉に来たのもわかります。そこの残った部分は何でほかのところに持っていかなくてはならないのというふうになってしまうでしょうということなのです。それも全部影響緩和というのは双葉町、大熊町の中でやっているのだからということをやってもらいなと。

あと、時間がないのであれですけれども、実際には言っているとおりで、10万円、町長が今言った最低10万円という中で、家族分離とかなんとかというのでもう終わっていますけれども、1万円プラス、2万円プラスというのがあったわけです。事情等によってというのはあったのですけれども、これはあくまでも法律ではないと。東電さんの弁護士ともお話ししました。これは法律ですかと。東電さんのほうで弁護士出すのであれば、法律ではない、さっき言った賠償法の話で話してくださいといったら、実際は受けてもらえなかったです。それで、国にも確認はとりました。文部科学省に電話していろいろ説明も聞きましたが、当然納得のいくようなあれではないと思います。これは個人の賠償であっても、町として多大なるあれですので、町民を守るという意味で、ちょっと今後の対応をお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦勞さまでした。

（午前11時30分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

## 平成28年第3回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成28年9月14日（水曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第51号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第2 議案第52号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第53号 双葉町コミュニティーセンター条例の一部改正について
- 日程第4 議案第54号 平成28年度双葉町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第55号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第56号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第57号 平成28年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第58号 平成28年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

散 会

○出席議員（7名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	7番	岩本久人君
8番	佐々木清一君		

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	半谷淳君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	井戸川陽一君
建設課長	猪狩浩君
産業課長兼 農業委員 事務局長 コミュニティー センター所長	志賀睦君
住民生活課長	松本信英君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋本仁君
生活支援課長	志賀公夫君
教育総務課長	小野田真澄君
会計管理者	山本一弥君
代表監査委員	五十嵐一雄君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	高橋春枝



---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第51号 双葉町税条例の一部改正についてを議題とします。詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第51号 双葉町税条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第52号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第52号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第3、議案第53号 双葉町コミュニティーセンター条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番、高萩文孝君。

○3番(高萩文孝君) 先日の全員協議会で一応ご説明をいただきました。業務内容が各課にまたがっているようなので、一括管理できるような検討とかをお願いしたいと思うのですが、答弁をお願いします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 高萩議員のご質問にお答えいたします。

双葉町コミュニティーセンターにつきましては、双葉町への一時立入者の休憩施設として活用するため、施設の整備工事は建設課、施設の保守管理は産業課、一時立入者の対応は住民生活課と関係各課が協議し、事務を分担し、連携をとりながら進め、9月10日に利用可能となったところであります。担当課を1つに集約すべきではないかとのことですが、1つの課への業務量の増加の心配や、それを解消するための人員の確保なども考えなければなりませんので、このことにつきましては今後関係課とも協議し、検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第53号 双葉町コミュニティーセンター条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 賛成全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第4、議案第54号 平成28年度双葉町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第8款地方特例交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第12款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第15款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第16款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第17款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第18款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款議会費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款民生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款衛生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款労働費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款商工費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款土木費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款消防費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款災害復旧費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第54号 平成28年度双葉町一般会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第5、議案第55号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 第10款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第55号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第56号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第56号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第7、議案第57号 平成28年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第57号 平成28年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第8、議案第58号 平成28年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。



(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第58号 平成28年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(佐々木清一君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前 9時14分)

9 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

## 平成28年第3回双葉町議会定例会議事日程（第4号）

平成28年9月15日（木曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第59号 平成27年度双葉町一般会計決算の認定について
- 日程第2 議案第60号 平成27年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第3 議案第61号 平成27年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第4 議案第62号 平成27年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第5 議案第63号 平成27年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定について
- 日程第6 議案第64号 平成27年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第7 議案第65号 平成27年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第8 議案第66号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第9 議案第67号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第11 議員派遣の件

閉 会

○出席議員（7名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	7番	岩本久人君
8番	佐々木清一君		

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	半谷淳君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	井戸川陽一君
建設課長	猪狩浩君
産業課長兼 農業委員 事務局長 コミュニティセンター所長	志賀睦君
住民生活課長	松本信英君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋本仁君
生活支援課長	志賀公夫君
教育総務課長	小野田真澄君
会計管理者	山本一弥君
代表監査委員	五十嵐一雄君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	高橋春枝

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第59号 平成27年度双葉町一般会計決算の認定についてを議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。8ページ、歳入から行います。

第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款地方譲与税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款利子割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款配当割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款株式等譲渡所得割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款地方消費税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款自動車取得税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款地方特例交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款交通安全対策特別交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第12款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 15ページになります。第14款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 19ページになります。第15款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第16款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第17款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第18款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第19款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第20款町債。23ページ。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 25ページ、歳出に入ります。

第1款議会費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 45ページになります。第3款民生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 55ページです。第4款衛生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 58ページ、第5款労働費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 61ページ、第7款商工費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款土木費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 63ページになります。第9款消防費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 74ページになります。第11款災害復旧費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第12款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第59号 平成27年度双葉町一般会計決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第59号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第60号 平成27年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5ページ、歳入から行います。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款療養給付費交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款前期高齢者交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款共同事業交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。11ページ。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）



○議長（佐々木清一君） 14ページになります。第3款後期高齢者支援金等。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款前期高齢者納付金等。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款老人保健拠出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款介護納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款共同事業拠出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第60号 平成27年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第60号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第3、議案第61号 平成27年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 4ページ、歳出に入ります。

第1款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第61号 平成27年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第61号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第4、議案第62号 平成27年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の

認定についてを議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページの歳入から行います。

第1款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 5ページ、歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第62号 平成27年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第62号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第5、議案第63号 平成27年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 4ページ、歳出に入ります。

第1款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第63号 平成27年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第63号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第64号 平成27年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5ページ、歳入から行います。

第1款保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款支払基金交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 9ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款財政安定化基金拠出金。12ページになります。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款地域支援事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第64号 平成27年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第64号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

#### ◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第7、議案第65号 平成27年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 5ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第65号 平成27年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第65号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第8、議案第66号 双葉町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第66号 双葉町教育委員会委員の任命についてを同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第66号は同意することに決定しました。

---

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第9、議案第67号 双葉町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）



○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第67号 双葉町教育委員会委員の任命についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第67号は同意することに決定しました。

ここで暫時休議します。

休憩 午前 9時22分

---

再開 午前 9時23分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

---

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（佐々木清一君） 日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎議員派遣の件

○議長（佐々木清一君） 日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付した議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。  
会議を閉じます。  
これで平成28年第3回双葉町議会定例会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

（午前 9時25分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長                      佐々木 清 一

署名議員                    高 萩 文 孝

署名議員                    菅 野 博 紀